



真庭市成人式



受け付け付近は、旧友との再会に喜び合う新成人で溢れました



SKダンススクールのアトラクションで開幕



成人式看板前で記念撮影



成人者代表でお礼のことばを述べた矢萩帆乃夏さん

平成27年真庭市成人式が1月11日、勝山文化センターで開催され、392人の新成人が出席。盛大に新成人を祝いました。式典は、スポーツ・レクリエーション倶楽部くせのダンスグループ・SKダンススクールのアトラクションで開幕。太田市長や長尾市議会議長らが新成人に激励の言葉を贈り、新成人代表の矢萩帆乃夏さん（下方）は「社会人としての自覚を持ち、新たな可能性を信じ、真庭に貢献できるよう努力したい」と謝辞を述べました。

新成人が生まれた年は：

3・20	1・17	1・9	12・3	10・13	10・2	9・20	9・4	7・8	4・19
発生	オウム真理教による地下鉄サリン事件	午前5時46分、阪神・淡路大震災が発生	野茂英雄投手が大リーグ挑戦を表明	が発売	プレイステーション	大江健三郎さんノーベル文学賞受賞	大会開催	広島市でアジア競技	00本安打を記録
オリックスのイチロ	1選手が史上初の2	00本安打を記録	ヤトル打ち上げ	日本女性初の宇宙飛行士向井千秋さんを乗せたスペースシャトル打ち上げ	関西国際空港開港	オリックスのイチロ	1選手が史上初の2	00本安打を記録	ヤトル打ち上げ

真庭市新成人数
(H6. 4. 2~H7. 4. 1生まれ)

該当者 486人
(男255人、女231人)

出席者 392人
(男203人、女189人)



格好いいポーズをお願いしました



抽選会1等当選おめでとうございます



成人式実行委員会が企画したアトラクション。お笑い芸人・オジンオズボーンのバラエティーショー



9月から準備を進めてきた成人式実行委員会のメンバー

式典終了後、各地区の新成人で組織した成人式実行委員会が9月から準備を進めてきたアトラクションを開催。お笑い芸人・オジンオズボーンのバラエティーショーや豪華景品が当たる抽選会などが行われ、新成人は楽しいひとときを過ごしました。アトラクション終了後、各地区に分かれ、記念撮影を行いました。旧友と再会し、近況報告や記念写真を撮るなど、笑顔溢れる一日となりました。

～責任ある社会人に～

私たちのために盛大な成人式を開催していただき、誠にありがとうございました。太田市長をはじめ、大勢の方から激励の言葉を頂き、新成人一同感激しています。両親や友人、多くの皆さまのおかげで私たちは無事に成人することができました。

私たちは二十歳を迎え、責任ある社会人としてより一層成長しなければなりません。皆さんに迷惑をかけることもあるかもしれませんが、これからもご指導・ご鞭撻いただきますようお願いいたします。

また久しぶりに再会した友人たちは、社会人や学生とさまざまですが、自分で選んだ道をしっかりと歩み成長していました。私自身も友人たちに負けることなく、多くのことを学び責任ある社会人として成長していきたいと思います。



成人式実行委員長
山本 翔太さん(開田)



勝山小学校卒業生。タイムカプセルを前に



どうして変わるの？ 施設の 使用料

平成26年12月に開催された、第5回真庭市議会定例会で、スポーツ施設や文化施設などの使用料の改定案が可決されました。使用料がどう変わるのかについて、経過や考え方など、今回の改定の内容をお知らせします。

▼利用実績を分析し方針を改定

真庭市では、平成24年4月に使用料・手数料見直しの基本方針を策定。公共サービス提供における使用料・手数料について、負担の公平性確保と受益者負担の原則に基づいて見直しをしていくこととしました。その後、消費税率の引き上げや物価上昇など社会的な情勢変化もあり、施設の管理運営経費の変動への対応も求められるようになったことから、平成26年7月に基本方針を改訂しました。同じく7月には、過去3年間の施設の運営実態（利用者数や管理経費など）を表す「公共施設白書」を作成。市の施設の現状や課題を明らかにしました。このように、施設の管理経費などのデータ蓄積をこれまで続けてきました。

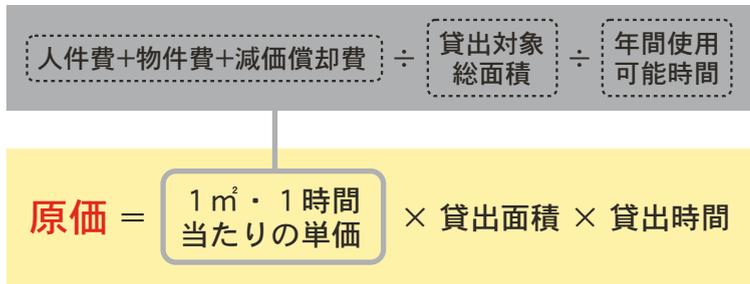
▼統一的な考え方で見直し

公の施設を維持・管理するための費用は、市民の皆さんからの税金と、利用者が支払う使用料で賄われています。この2つが適正なバランスを保つことが、市民全体の公平性を確保するうえで必要です。これまでは合併時に引き継いだ使用料で運用しており、施設によってそのバランスにばらつきがありました。そこで、統一的な考え方によって使用料を再検証し、必要な施設については改定をすることになりました。



使用料算定のイメージ

今回の使用料改定で用いる原価算定方式のイメージは下記の図のようになります。



使用料には利用者区分を設けることができ、設定する場合には次を基本に定めます。

■大人・子どもなどの利用区分

- 幼児 …大人料金の1/4
- 小学生、中学生…大人料金の1/2
- 高校生 …大人料金の2/3
- 高齢者 …大人料金の2/3

■市民・市民以外の利用区分

市民以外の利用割増は、市民料金の2倍まで

■個人・団体(団体割引)の利用区分

団体割引率は、個人利用料金の20%まで

※施設の性格によって異なる場合があります。



第1分類 行政100% 受益者0%

日常生活を送る上で、大半の市民が必要とするサービスで、行政による提供が必要であるもの
(例) 道路、公園など

第2分類 行政50% 受益者50%

民間でも提供されているサービスであるものの、一部の市民にとっては必要不可欠なもの
(例) 市営住宅など

第3分類 行政50% 受益者50%

生活や余暇を快適なものとするため、特定の市民が利用するサービスで、民間ではあまり提供されていないもの
(例) 文化ホール、体育館、運動場など

第4分類 行政0% 受益者100%

生活や余暇を快適なものとするため、特定の市民が利用するサービスで、民間でも提供されているもの
(例) 駐車場など

▼負担割合も明確化
施設ごとに提供されるサービスは異なりますので、行政と受益者の負担割合を4つに分類し、「性質別負担割合」を設定。また、施設によって設定できる「利用者区分別負担割合」も統一基準を設けました。これらの「原価」「性質別負担割合」「利用者区分別負担割合」によって、施設ごとに使用料を設定しました。

▼原価算定方式でコストを反映
コストや規模などを使用料に適切に反映させるために「原価算定方式」を採用しました。人件費や物件費のほか、建物・設備・備品などの減価償却費も「原価」を求める経費としていきます。把握できる維持管理コストは極力使用料に反映させることとし、これにより、負担の公平性の確保とともに、施設の独立採算体制の強化も図っていきます。

▼受益者負担で公平性を確保
ばらつきがあるまま使用料を維持しようとすれば、施設によっては多くの税金を投入することになり、利用しない人にも負担を強いることとなります。それでは負担の公平性が確保できません。そのため、見直した基本方針でも、施設利用者に応分の負担を求める受益者負担の適正化を基本的な考え方としています。

「どの施設も高くなるの？」

全ての使用料が高くなる訳ではありません。
 今回の改定によって、使用料が高くなる施設はありますが、ほとんどのスポーツ施設に「中学生以下」の区分を設け、2分の1の負担としています。施設や利用の仕方によってはこれまでより低額で使用できる場合もあります。

施設名	改訂前		改訂後	
しらうめ体育館 メインアリーナ(全面)	一般	2,181円	一般	3,270円
			中学生以下	1,630円
勝山運動公園 テニスコート(1面)	一般	1,000円	一般	1,000円
			中学生以下	500円
蒜山B&G海洋 センター体育館(全面)	一般	1,015円	一般	1,330円
			中学生以下	660円

※使用料は1時間当たり

どうなるの？
 どう変わるの？
Q & A

具体的に使用料がどう変わるのかについて、スポーツ施設を例に挙げながら、Q & A方式で説明します。個々の施設の使用料について、詳しくは各施設もしくは担当課にお問い合わせください。(団体などで専用使用する場合の金額で例示しています)

「どんな施設が対象なの？」

全ての施設です。
 スポーツ施設や文化施設はもちろん、市が設置する全ての施設の使用料を見直しています。ただし、見直しの結果、使用料が変わらない施設もあります。

「いつから変わるの？」

平成27年4月1日からです。
 平成26年12月議会で、使用料などの変更を盛り込んだ条例・規則を改訂しましたが、これは平成27年4月1日からの施行となります。

「全ての施設の料金が同じになるということですか？」

同じにはなりません。
 使用できる広さや維持管理経費は施設によって違いますので、同種の施設であっても使用料は異なります。例えば、野球場で比較してみても下記のとおりとなります。なお、付帯設備で同額にしても差し支えないものについては、統一料金として新たに設定しています。

施設名	改訂前		改訂後	
北房運動公園 野球場	一般	500円	一般	750円
			中学生以下	370円
やまびこスタジアム 野球場	一般	500円	一般	500円
			中学生以下	250円
湯原温泉スポーツ公園 野球場	一般	500円	一般	400円
			中学生以下	200円

※使用料は1時間当たり





「指定管理者が管理運営している施設の使用料も変わるの？」

変わることもあります。

指定管理者制度により民間事業者が管理運営している施設は、独自に使用料を設定することができます。したがって、各施設の判断で使用料を変えることもあります。(ただし、条例に定める使用料の額が上限です。詳しくは、各施設にお問い合わせください。)

「免除や減額の仕組みも変わるの？」

変わります。

全ての施設で共通の対応となるよう「基準の統一」をしています。公の施設は、市民の皆さんが利用しやすいように低い料金を設定しています。受益者負担の原則からも全額納付が基本ですが、下表のように減免の基準を定めています。減額率などは施設ごとの運用によりますので、ご確認ください。

区分	要件
免除	施設を利用する障がい者を介助する人（介助者1人について免除）
減額	身体障害者福祉法または精神保健および精神障害者福祉に関する法律による手帳の交付を受けている人 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日発児第156号厚生事務次官通知）による療育手帳の交付を受けている人
	生活保護法により生活保護を受けている世帯
	真庭ひとり親家庭等医療費受給者の属する世帯
	後期高齢者医療制度の被保険者のうち低所得者Ⅰに該当する人がいる世帯
	次に掲げる障がい者がいる世帯で、世帯全員が市民税(特別区民税含む)非課税の措置を受けている世帯 (1)身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を持っている人 (2)所得税法または地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判定された人 (3)精神保健および精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を持っている人

団体に対する減免措置は原則的になくなりますが、公的な活動と認められるものは、補助金などによる支援措置を設けました。スポーツ関係団体の例を右の表でご覧ください。

施設名	改訂前	改訂後
スポーツ少年団	全額免除	減免なし ※全額を補助金の対象
体育協会	1/2 減額	減免なし ※1/2は補助金の対象
総合型地域スポーツクラブ	1/2 減額	減免なし ※1/2は補助金の対象
子どもが主体の市内クラブチーム	1/2 減額	減免なし ※中学生以下の区分が設置されたため使用料半額

- ▶ 公民館(分館含む)の減免については、平成27年度中は経過措置として従来通りの運用とします。
- ▶ スポーツ・文化振興課では、スポーツ団体などを対象とした説明会を随時開催しています。
- ▶ 4月からスポーツ施設と文化施設(一部除く)のインターネット予約ができるようになります。詳しくは、スポーツ・文化振興課にお問い合わせください。(TEL7-42-1178)

